

## 『公共選択』査読要領

### （目的）

第1条 この要領は、編集委員会規程第3条の規定に基づき、『公共選択』に掲載する投稿論文の査読手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

### （論文公募）

第2条 査読委員会は『公共選択』に掲載する投稿論文を公募する。

2. 査読委員会は編集委員会が定めた特集に基づく投稿論文を公募することができる。特集の投稿論文については、編集委員長と査読委員長の連名で論文を公募する。

### （投稿資格の確認）

第3条 査読委員長は、学会事務局に問い合わせ、投稿者及び会員の共著者が当該年度ならびに過去の会費を納入済みであることを確認する。

### （査読者）

第4条 査読委員会は、原則として会員の中から、専門的判断能力に優れた者を査読者として選任する。ただし、著者の氏名を知りうる査読委員が査読者を兼ねることはできない。査読者の選任に当たっては、著者との個人的関係が深い者などの利益相反を避けなければならない。なお、査読委員自身が著者となる場合は、査読過程に関与することができない。

### （投稿論文形式審査）

第5条 査読委員会は、投稿申込書の記載内容や、形式が論文執筆要項に則しているかどうか確認する。

### （査読）

第6条 査読委員会は、1編の投稿論文につき、2名の査読者を選任する。

2. 査読者は、A、B、C、Dの4段階で論文を評価するとともに、審査概評を報告書に記載する。記号の意味は以下のとおりとする。

A： このままで掲載可能

B： 一部修正を施せば掲載可能

C： 相当の修正を施せば掲載可能

D： 相当の修正を施しても掲載不可

3. 査読者は、査読委員会が定めた締め切りまでに査読報告書を査読委員会に返送する。評価がBもしくはCの場合は、査読報告書に修正すべき箇所を指示し、その理由を記載して査読委員会に返送する。また、Dの場合は、著者の参考のために、論文の問題点に関する建設的批評を査読報告書に記載し、査読委員会に返送する。なお、査読者が締め切りまでに査読結果を提出しない場合、査読委員会は別の査読者を選任するか、もしくは査読委員長、査読副委員長を除く査読委員が査読することができる。

#### (掲載可否の決定)

第7条 査読委員会は査読者の評価と審査概評を踏まえ、掲載の可否を決定する。ただし、最初の査読で2名の査読者が共にDと評価した論文は掲載不可とする。また、査読者から修正の指示があった場合は掲載の可否の決定を保留し、投稿者に修正を施した論文を提出するよう求める（以下、「修正・再提出」とする）ことができる。

2. 査読委員会は査読結果ならびに査読者による修正の指示、批評を投稿者に送付する。その際、査読委員会は、不適切な表現を削除もしくは変更するなど、必要な変更を加えることができる。ただし、査読委員会が査読者の個々の査読評価を変更することはできない。

#### (再査読)

第8条 修正を施した論文が査読委員会に提出されたときは、査読委員会は遅滞なく初稿と同一の査読者に修正論文を送付し、締め切りを定め、再査読を依頼する。ただし、同一の査読者が再査読を行えない事情がある場合には、査読委員会の議を経て査読者を変更することを妨げない。また、締め切りまでに再査読結果が提出されない場合、査読委員会は別の査読者を選任するか、もしくは査読委員長、査読副委員長を除く査読委員が査読することができる。

2. 再査読の評価は、X(掲載可)、Y(再修正が必要)、Z(掲載不可)の3段階とする。なお、Yの場合は、査読報告書に修正すべき箇所を指示し、その理由を記載して査読委員会に返送する。また、Zの場合は、著者の参考のために、論文の問題点に関する建設的批評を査読報告書に記載し、査読委員会に返送する。

3. 査読委員会は査読者の評価と審査概評を踏まえ、掲載の可否を決定する。ただし、査読者が共にZと評価した論文は掲載不可とする。また、査読者から再修正の指示があった場合は、「修正・再提出」とすることができる。

4. 査読委員会は再査読結果ならびに査読者による修正の指示、批評を投稿者に送付する。その際、査読委員会は、不適切な表現を削除もしくは変更するなど、必要な変更を加えることができる。ただし、査読委員会が査読者の個々の査読評価を変更することはできない。

#### （再再査読）

第9条 再修正を施した論文が査読委員会に提出されたときは、査読委員会は遅滞なく再査読と同一の査読者に再修正論文を送付し、締め切りを定め、再再査読を依頼する。ただし、同一の査読者が再再査読を行えない事情がある場合には、査読委員会の議を経て査読者を変更することを妨げない。また、締め切りまでに再再査読結果が提出されない場合、査読委員会は別の査読者を選任するか、もしくは査読委員長、査読副委員長を除く査読委員が査読することができる。

2. 再再査読の評価は、X(掲載可)、Z(掲載不可)の2段階とする。なお、Zの場合は、著者の参考のために、論文の問題点に関する建設的批評を査読報告書に記載し、査読委員会に返送する。

3. 査読委員会は査読者の評価と審査概評を踏まえ、掲載の可否を決定する。ただし、査読者が共にZと評価した論文は掲載不可とする。

4. 査読委員会は再再査読結果ならびに査読者による批評を投稿者に送付する。査読者による指示ならびに批評を投稿者に送付するにあたり、査読委員会は、不適切な表現を削除もしくは変更するなど、必要な変更を加えることができる。ただし、査読委員会が査読者の個々の査読評価を変更することはできない。

#### （論文の掲載）

第9条 査読委員長は、編集委員長に依頼して遅滞なく掲載決定論文を掲載する。

#### （改廃）

第10条 本要領の改廃は、理事会によって行われるものとする。